（便所）

第四十一条　第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一項第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第四十二条　乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

一　移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

イ　有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1)　有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2)　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三　カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3　乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第四十三条　乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第八章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第四十四条　（略）

2　（略）

3　旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4　前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

第七章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第三十三条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）